

廃止措置計画認可後の福島第二原子力発電所における保全計画書について

1. 保全計画書提出に係るルールについて

実用炉規則第五十七条の三より、保全計画書は定期事業者検査を報告する際の手続きとして添付することになる。また、保全計画書は定期事業者検査開始報告時以外に施設管理目標又は施設管理実施計画に係る事項について評価を行い、当該事項を変更した場合に提出する必要がある（実用炉規則第五十七条の三 第一項、第四項）。

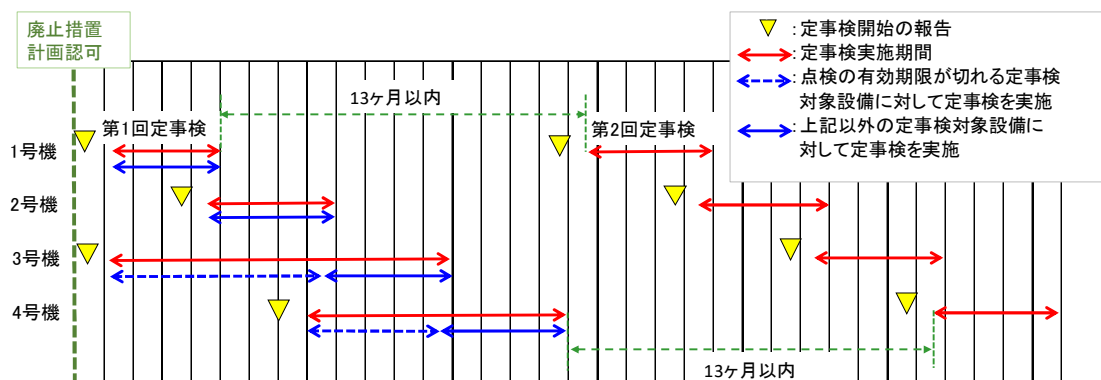
2. 福島第二原子力発電所における保全計画書の管理状況について

福島第二原子力発電所は震災以降、施設定期検査時期変更承認申請書により施設定期検査の開始時期「未定」として申請していることから、保全計画書（特別な保全計画）を添付する施設定期申請がなく、自主管理を実施し、有効性評価の結果の反映により改定するには現地検査官に報告を行う運用としている。その枠組みを現行制度での定期事業者検査においても継続している。

3. 定期事業者検査開始報告時期について

福島第二原子力発電所における廃止措置計画認可後の定期事業者検査（以下、定事検）の実施時期については、下図に示すスケジュールイメージで開始・実施する*。

注記※：スケジュールイメージに記載した定事検の実施号機の順番及び実施期間については参考であり、発電所の状況に応じて変更を行うものとする。



4. 福島第二原子力発電所の保全計画書の扱いについて

福島第二原子力発電所は廃止措置計画の認可後、これまでの保全計画書（特別な保全計画）から廃止措置計画に沿った保全計画書（通常の保全計画）にて管理を行う必要がある。（保全計画書は、実用炉規則第八十一条に定める施設管理の一部）

1～3の情報を踏まえて以下のように扱うこととする。

- 全号機において、廃止措置計画認可前までに廃止措置計画に沿った保全計画書（通常の保全計画）を作成し所内の承認を受ける。この時点では法律に則り提出することができないので、現地検査官に改定の報告を行う。
- 廃止措置計画に沿った保全計画書（通常の保全計画）の運用開始は廃止措置に伴う保安規定の施行からとする。
- 廃止措置計画に沿った保全計画書（通常の保全計画）は定期事業者検査の開始報告時に提出する。

以上